

令和5年3月23日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 井浦 潤也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第4号議案 宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の職務の級及び号給を定める等のため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本市の任期付職員は、育児休業等の理由により職員に欠員が生じる場合に任用しており、職員全体の約1割を占めている。高度な専門性や知見を有し、職場において重要な役割を担っている職員や、任用期間が長い職員も多いことから、任期付職員の処遇を改善し、安定的な人材確保や職務の質の向上を図るものである。
- 2 給料については、これまで再任用職員の給料を準用し、定額支給で昇給がない状態であったが、令和5年4月以降は職務や経験に応じた行政職給料表の号給を適用し、業務実績等による昇給を実施する。また、これまでの本市での任期付職員任用期間を前歴換算し号給に反映させる。

【意見】

(賛成意見)

- ・今回の改正によって、本市でのさらなる活躍を願う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第5号議案 財産の取得について

消防団第15分団に配備する消防ポンプ自動車を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
消防団第15分団に配備する消防ポンプ自動車
- 2 取得価格
2,445万2,080円（うち消費税及び地方消費税相当額 222万円）
- 3 契約の相手方
福岡市中央区平尾三丁目17番6号
ジーエム市原工業株式会社
代表取締役 澤田^{さわだ}悦幸^{よしゆき}
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の概要
指名競争入札（入札参加者7者）
- 6 その他
おおむね20年をめどに買い換えており、それまで使用していた消防ポンプ自動車については廃車処分する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第6号議案 財産の取得について

宗像市立学校9校の給食施設に設置する厨房機器を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
宗像市立学校9校の給食施設に設置する厨房機器
- 2 取得価格
3,344万円（うち消費税及び地方消費税相当額 304万円）
- 3 契約の相手方
福岡市博多区昭南町三丁目1-13-105
太平調理機株式会社
代表取締役 平山^{ひらやま}操^{みさお}
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の概要
指名競争入札（入札参加者7者）
- 6 その他
購入する機器は、牛乳保冷库、熱風消毒保管庫等の厨房機器27台である。新規増設する1

台以外は、耐用年数を超えて使用してきたものを買い換える。

【意見】

(賛成意見)

- ・使用年数が耐用年数を大幅に超えているため、市として安全面の基準を持ち、購入を考えていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第7号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 宗像市総合計画策定審議会について

- (1) 本市の最上位計画に位置づける第3次宗像市総合計画を策定するに当たり、令和5年度から令和6年度にかけて調査審議を行うため、宗像市総合計画策定審議会を設置するものである。
- (2) 計画期間は、人口推計や土地利用の在り方、インフラや公共施設の方針など中長期の視点に立ち、柔軟な見直しに対応していくことを前提に、現行計画と同様の令和7年度から令和16年度までの10年間を想定している。
- (3) EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方の導入を検討する。また、本市が大学のあるまちであるという特色を生かし、大学生によるワークショップなどの開催を想定している。

2 宗像市住生活基本計画策定委員会について

- (1) 本市の住宅政策全般を対象とする宗像市住生活基本計画を改定するに当たり、令和5年度に調査審議を行うため、宗像市住生活基本計画策定委員会を設置するものである。
- (2) 改定後の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間を想定している。

【意見】

(賛成意見)

- ・社会情勢は急速かつ大きく変化しているため、宗像市総合計画策定審議会においては、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと誰もが思う宗像市を目指し、計画期間の問題も含め議論してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 8 号議案 宗像市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 10 号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 8 号議案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、第 9 号議案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、第 10 号議案は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。この 3 議案は関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

国の基準の改正に伴い、以下のとおり条例を改正する。

- 1 学童保育所などの利用者の安全確保を図るため、事業者において安全に関する事項について安全計画を策定し、職員に周知するとともに、定期的に研修や訓練を実施するよう定める（第 8 号議案及び第 9 号議案）。
- 2 令和 4 年 9 月に静岡県認定こども園において、送迎バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、学童保育所などにおいて利用者の移動のために自動車を運行する場合、乗降車の際に、点呼等の方法により所在を確認するよう定める（第 8 号議案及び第 9 号議案）。また、家庭的保育事業者等において送迎を行う自動車にブザー等の見落としを防止する装置を備えるよう定める（第 9 号議案）。
- 3 感染症や非常災害の発生時、学童保育所において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めるよう定める（第 8 号議案）。
- 4 民法において親権者の懲戒権の規定が削除されたことによって、国の基準から「懲戒権の濫用禁止」が削除されたことに伴い、条例においても「懲戒権の濫用禁止」について削除する（第 9 号議案及び第 10 号議案）。
- 5 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について、学童保育所などの職員に対する研修や訓練の定期的な実施を明記し、衛生管理措置について明確化する（第 8 号議案及び第 9 号議案）。
- 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、基準が定められている福岡県の条例で全て同じ改正がされる。

[第 8 号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・福岡県でも、送迎バスに園児が置き去りにされ、亡くなったという痛ましい事件が発生した。子どもの命を預かっていることをしっかりと日頃から感じていただき、二度とこのような事件でかけがえのない命がとれることがないようにしていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第9号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・事故を防ぐための設備を充実させることは評価できるが、ヒューマンエラーが生じる可能性はあるため、根本的な問題が何かしっかり考え、総合的に対応していただきたい。また、本市において置き去り事案が発生していないか、調査をしていただきたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第10号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第11号議案 宗像市学童保育所条例の一部を改正する条例について

宗像市学童保育所の休所日を変更するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 学童保育所の休所日に12月29日を追加し、年末年始の休所日を12月29日から翌年1月3日までの6日間とする。
- 2 冬休み期間中の開所日数が減少することに伴い、冬休みの臨時利用料金を4,000円から3,000円に減額する。
- 3 指定管理者からは、12月29日の支援員配置が困難であるとの課題が寄せられており、12月29日を休所日とすることで、支援員の働き方改革につなげ、支援員の確保を図る。
- 4 令和4年については、全ての学童保育所で、保護者に対し家庭保育が可能な場合は12月29日の登所自粛をお願いしたところ、登所児童数は58人、登所率は5.3%であったことなどから、総合的に判断し、12月29日を休所日とすることとした。

【意見】

(賛成意見)

- ・学童保育所は保育所の延長線上にあると考えており、12月29日の休所は保育所との整合性も取れ、支援員の働き方改革にもつながると考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 12 号議案 日の里西小学校第 2 学童保育所の指定管理者の指定について

日の里西小学校第 2 学童保育所の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
 - (1) 施設の名称 日の里西小学校第 2 学童保育所
 - (2) 団体の名称等 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治^{ともはる}
東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
 - (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 現在の日の里西小学校学童保育所の登所児童数が増加したため、適切な保育環境を提供することを目的に新たに設置した学童保育所であり、運営については、現在の日の里西小学校学童保育所の指定管理者が一体的に管理運営することで効率的な事業運営を図ることができ、同一小学校の学童保育所として公平な市民サービスの提供につながることから、非公募による選定とした。
- 3 指定管理者の指定期間は原則 4 年間としているが、第 5 期学童保育所指定管理期間の終期に合わせ、3 年間とする。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。